

7 都第547号
令和 8 年 3 月 31 日

関係団体各位

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市駐車施設条例の改正について（通知）

本市では駐車場法に基づき、「岡崎市駐車施設条例（昭和46年6月施行）」を制定しており、都市計画法における駐車場整備地区内において、一定規模以上の建築物の建築等を行う際、駐車施設の附置（附置義務駐車施設）を義務付けています。この度、令和7年度12月市議会において本条例の改正議案が決定され、令和8年4月1日より施行するため、下記のとおりお知らせします。

記

1 改正後の本条例に基づく手続き等

岡崎市ホームページ「岡崎市駐車施設条例」に掲載しておりますので御参照ください。

<https://www.city.okazaki.lg.jp/shisei/machi/1005061/1013142/1014116/1002910.html>

（担当：都市政策部都市計画課 電話23-6267 FAX23-6514）